

昭和五十年元旦表彰

布施千秋さんらに功労賞

昭和五十年一月一日、役場大会議室で元旦表彰式が行なわれました。元旦表彰は、各方面にわたって尽力され、功績がもつとも顕著な方に町から表彰状と記念品が贈られる式典です。

教育功労者

市の原二六九番地 布施 千秋



昭和三十九年九月から十年間、青少年相談員を務め、昭和四十六年十月からは、当町の青少年相談員連絡協議会会長に就任し、青少年相談員としての責務を深く認識し、青少年の健全育成に積極的に取り組み、顕著な功績を挙げた。

産業功労者

篠本四六二番地 伊橋 惣一



昭和二十八年二月、篠本、新井土地改良区の理事に就任。昭和三十五年二月には理事長になり、昭和三十八年から昭和四十一年の三年間に篠本堰を完成。

また、第五工区（新井）の二十二ヘクタールの土地改良事業を行ない、今日まで理事長として地域農業発展に尽力されている。

税のひろば

一、退職金のほかに退職せん別金を支給する場合

退職手当などは、本来退職しなかつたとしたならば支払われなかつた給与であり、退職に際して支給されるものであつても、その支給金額の計算基準などから見て、他の引き続き勤労する者に支払われる賞与などと同じ性質のものである場合は、退職手当などに該当しないため、給与所得（賞与）として、所得税の源泉徴収を行ない

二、過去に退職した者に、さかのぼつて支給する退職慰労金

在職中の功労に報いるために支給する退職慰労金は、退職所得と なります。

所得税法に言う「退職手当などの範囲」については①本来、退職しなかつたら支払われなかつたもので②退職を起因として③一時に支払われるものであるとし、その支給が「退職に際して」行なわれるか「退職後」に行なわれるかは問いません。

三、役員昇格者に対する退職金

退職給与規程の制定（改正）で規程制定（改正）時にすでに役員

に昇格していた者は、その使用人であつた勤続期間に退職手当などとして支払われる給与については退職と言ふ事実がなくても、一定の要件のもとに退職所得とします

一定の要件としては、次のようなものがあります。

①給与が支払われた後に、支払われる退職手当などの計算上、給与の計算の基礎となつた勤続期間をいさゝ加味しないこと。

②規程の制定（改正）の時に、すでに役員になつてゐる者の全員に對して支払われるものであること

③その人が役員になつた時までの期間の退職手当などとして、相当なものであることです。

四、定年到達時に支払わず、その後、嘱託期間満了時に支払う退職手当に、嘱託期間の長短に応じ利息を付した場合。

一般的には、定年時において退職金を支給しないで、現実に雇用関係が終了する嘱託期間満了時に一時に支払うこととしてゐる場合には、その支払い金額そのものが退職手当となり、その計算過程で、金利を加味して算出した金額であつても差支えありません。

会社が、定年時に退職金について未払い計上した場合には、権利確定の時期は定年時とし、利息相当分は雑所得となります。

五、勤続年数

①一時、勤務しなかつた期間があ

給与の支払者のもとで、引き続き勤務した期間から、一時勤務しなかつた期間を差し引きます。

②他社に勤務した期間を退職手当などの計算の基礎に含める場合。その期間を勤続年数に加算する。

③退職手当の支払いを受ける人がその支払者から前に退職手当の支払いを受けたことがある場合。

退職手当の支払い金額の計算の基礎とされた期間は、勤続年数には加算されない。

④退職手当とみなされる退職一時金などである場合。

退職一時金などの支払い金額の計算の基礎とされた期間により計算します。

その期間が時の経過に従つて計算した期間によらず、一定の期間を加算した期間によつてゐる時は期間を加算しなかつたものとして計算します。

⑤一年に、二つ以上の退職手当の支払いを受ける場合。

退職手当のそれぞれについて、通常の勤続年数の計算方法は①から④までにより、計算した期間のうち、最も長い期間について勤続年数を計算します。

ただし、その最も長い期間以外の期間のうち、最も長い期間と重複しない期間がある時は、重複しない部分の期間については①から④までに計算した期間を加算する



尾垂イの二四〇番地 伊藤 暢章

社会福祉功労者

昭和二十三年三月から実に、二十六年八カ月間の長期にわたる児童、生徒の教育に精励。特に四十二年四月には、集中方式により開設された特殊学級の教師として六年七月特殊教育に心血を注ぐ。また、八匠教育委員会管内の特殊教育推進に寄与している。